

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第121号

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

センターに次の職員を置く。

所長

次長

課長 2人

その他の職員 若干人

第2条に次の1項を加える。

4 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)